

新ごみ処理施設等の建設予定地決定に関する 個別訪問結果報告書

実施日:平成26年4月21日(月)~4月30日(水)

訪問区域:吉見町東第二地区(蚊斗谷・万光寺・荒子の飛地を含む)、川島町芝沼地区(松永地区の飛び地を含む)

埼玉中部広域清掃協議会
吉 見 町

1 個別訪問の目的

平成26年3月26日（水）に開催された平成25年度第4回埼玉中部広域清掃協議会において、新しいごみ処理施設等の建設予定地が「吉見町大字大串字中山在地区」に決定しました。このことを受けて、清掃協議会事務局と吉見町では、建設予定地周辺の住民、地権者、事業所等に、より正確な情報を、きめ細かく伝えるため、個別訪問を実施することとしました。

また、建設予定地の決定までの経過等については、下記の説明会等を通じて、協議・検討の段階から、情報を提供してきました。今回の訪問では、説明会等に参加しなかった人への情報提供も目的としました。

【参考 平成25年度に開催した説明会等】

①事業地元説明会

平成25年10月22日（火）、午後6時30分から、東第二小学校体育館

対象は東第二地区、川島町芝沼地区

事業内容について ほか

参加者は68名

②事業説明会（第1回）

平成26年2月1日（土）、午後6時00分から、東公民館

対象は吉見町全域、川島町芝沼地区

1月21日（火）の第1回建設検討委員会の内容等を説明

建設予定地の選定手順、建設候補地について ほか

参加者は120名

③事業説明会（第2回）

平成26年2月19日（水）、午後6時00分から、東公民館

対象は吉見町全域、川島町芝沼地区

2月13日（水）の第2回建設検討委員会の内容等を説明

新施設の環境保全対策、施設等配置イメージ ほか

参加者は68名

④事業説明会（第3回）

平成26年3月20日（木）、午後6時00分から、東公民館

対象は吉見町全域、川島町芝沼地区

3月18日(火)の第3回建設検討委員会の内容等を説明
建設候補地の評価結果、建設検討委員会の提言について ほか
参加者は71名

⑤回覧配付

平成26年3月26日(金)

対象は吉見町全域、川島町芝沼地区

新ごみ処理施設等の建設予定地の決定についての回覧を配付

建設予定地の位置図、選定経過を添付

訪問実施に当たっては、新しいごみ処理施設等の建設予定地、施設の概要、整備スケジュール、説明会で出された意見等に関する資料を作成し、可能な限り、直接会って手渡すこととしました。

2 個別訪問の概要

①訪問区域

吉見町東第二地区(蚊斗谷・万光寺・荒子下の飛地を含む)

川島町芝沼地区、松永地区 ※両地区を合わせて「川島町芝沼地区等」

②対象者

東第二地区、川島町芝沼地区等に居住する全世帯

建設予定地の全地権者

大規模事業所

③実施日

4月21日(月)～4月30日(水)

④実施方法

農政環境課職員(3名)と埼玉中部広域清掃協議会事務局職員(3名)が組み、3班編成によりすべての対象者を訪問しました。なお、地権者及び大規模事業所は、副町長と清掃協議会事務局長が担当しました。

また、できるだけ直接会って手渡すために、在宅が見込まれる時間帯（昼食時、夜間）を中心に訪問しました。

訪問時には、今後の事業推進の参考とするために、感想や意見等を記録しました。なお、この記録については、個人の感想、意見であるとともに、公開を前提とした聴取ではありません。

⑤担当区域と担当者

飯島新田地区、川島町芝沼地区等

農政環境課 原 勇、清掃協議会 梅澤敏志

江和井地区、ニュータウン江和井地区

農政環境課 西村 敦、清掃協議会 山下雅之
久保田新田地区、高尾新田地区、蓮沼新田地区

農政環境課 内野 毅、清掃協議会 須澤 理
地権者、大規模事業所

副町長 市川近雄、清掃協議会 根岸正己

⑥配布資料

資料1のとおり

3 訪問件数

東第二地区、芝沼地区等（地権者を除く）

地区名	世帯数	面談件数	文書投函件数	受取拒否件数
飯島新田	85	71 (83.5%)	11 (13.0%)	3 (3.5%)
江和井	114	97 (85.1%)	17 (14.9%)	
久保田新田	40	30 (75.0%)	10 (25.0%)	
高尾新田	53	37 (69.8%)	16 (30.2%)	
蓮沼新田	19	17 (89.5%)	2 (10.5%)	
ニュータウン江和井	38	25 (65.8%)	13 (34.2%)	
川島町芝沼	32	28 (87.5%)	4 (12.5%)	
川島町松永	1	1 (100%)		
蚊斗谷	6	6 (100%)		
万光寺	2	2 (100%)		
荒子下	2	2 (100%)		
合計	392	316 (80.6%)	73 (18.6%)	3 (0.8%)

地権者

地区名	世帯数	面談件数	文書投函件数	受取拒否件数
飯島新田	14	14 (100%)		
江和井	3	3 (100%)		
荒子上	5	5 (100%)		
大串宿	1	1 (100%)		
大串毘沙門	2	2 (100%)		
合計	25	25 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

4 まとめ

今回の個別訪問では、地権者を除く合計392世帯のうち、316世帯(80.6%)と、面談することができました。残り73世帯については、複数回訪問したものの留守だったことから、不在時連絡票を添えて資料を配布しました。

また、建設予定地に土地を所有する地権者は合計25名で、内訳は、飯島新田14名、江和井3名、荒子上5名、大串宿1名、大串毘沙門2名です。すべての地権者宅を訪問し、建設予定地決定の報告とともに、今後予定している説明会や話し合いへの参加を依頼しました。

さらに、吉見町立東第二小学校、埼玉県保健医療部 衛生研究所、公益財団法人 埼玉県健康づくり事業団に対しても、事業の概要を伝えるとともに、事業推進への協力を依頼しました。

今回の個別訪問は、事業に対する意見聴取や賛否の確認を目的とするものではありませんでしたが、直接会った人たちからは、様々な感想や意見が出されました。その声は、大きく分けると次のような内容に関連するものでした。

- ①ごみ処理施設の必要性について
- ②事業の推進について
- ③周辺整備事業（発電、健康増進施設、農産物販売施設等）について
- ④ごみ焼却施設の安全性について
- ⑤建設予定地決定までの経過について
- ⑥情報の提供について
- ⑦中部環境センターの建設経過等について
- ⑧その他

今回の訪問結果並びに寄せられた意見等は、今後の事業推進に向けて活用するとともに、引き続き、より多くの住民の皆様の声に耳を傾け、安心し、納得していただくための取り組みを進めていきます。

新しいごみ処理施設の建設予定地が 吉見町大字大串字中山在地区に決定しました

春暖の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、当協議会の事業につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、過日の回覧でお知らせいたしましたとおり、さる3月26日（水）の埼玉中部広域清掃協議会において、新しいごみ処理施設の建設予定地が吉見町大字大串字中山在地区に決定いたしました。

昨年5月に見直された国の新しい廃棄物処理施設整備計画では、「地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備を進める」とされています。協議会では、「ごみ処理から回収するエネルギーを健康増進と産業振興に活かし、地域おこしと地域づくりを進める」という基本理念を掲げ、新しいごみ処理施設と周辺の関連施設を合わせて、一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業として推進いたします。なお、新しいごみ処理施設は、平成33年度の稼働開始を予定しています。

周辺には、地域のにぎわいや活力の向上を目指し、幅広い世代の健康づくりを支援する健康増進施設、地域の農産物を活用する施設、地域コミュニティの拠点施設などの整備を計画しています。

事業の推進にあたりましては、地域の皆様に、安心して、納得していただけますように、引き続き、迅速な情報提供と詳細な説明に努めてまいります。

今後とも、一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業に対する皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

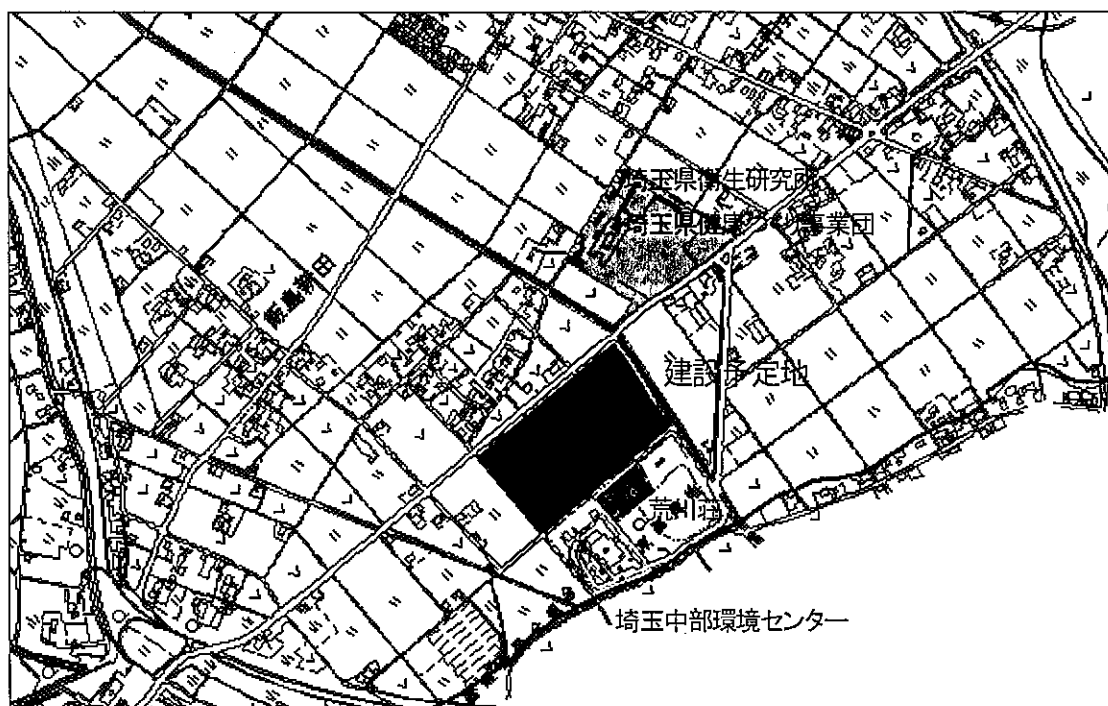
平成26年4月

埼玉中部広域清掃協議会 会長 新井保美

地域の皆様へ

1 新しいごみ処理施設の建設予定地

吉見町大字大串字中山在地区（下図参照）



2 新しいごみ処理施設の概要

- (1) 処理対象ごみ 熱回収施設：可燃ごみ（家庭、事業所）、可燃残渣
粗大ごみ処理施設：不燃ごみ（家庭、事業所）、粗大ごみ（家庭、事業所）
- (2) 施設の規模 熱回収施設：災害廃棄物を見込む場合 228 t/日
災害廃棄物を見込まない場合 208 t/日
粗大ごみ処理施設：22 t/日

（新ごみ処理施設整備構想より）

3 新しいごみ処理施設に適用される公害防止基準

項目	新しい処理施設に適用される基準値	埼玉中部環境センター測定値(H25.12.4 測定)	(参考) 既設施設の基準
ばいじん(g/m ³ N)	0.04	0.001以下	0.15
硫黄酸化物(ppm)	K値=17.5	K値=9.0	K値=17.5
窒素酸化物(ppm)	180	120	180
塩化水素(ppm)	430	10.3	430
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.000083	5

※ 基準値は乾きガスO₂ 12%換算値。

※ K値は地域ごとに定められた値で小さいほど規制は厳しくなります。

※ 法基準の根拠は大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法。

※ 窒素酸化物については、法基準値は250ですが埼玉県条例により180が基準値となります。

3 ごみ処理施設の整備スケジュール（予定）

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
説明会・話し合いなど							
	基本計画						
	環境影響評価(アセスメント)						
	測量・地質調査						
		建設業者の選定					
				建設工事			(稼働開始)

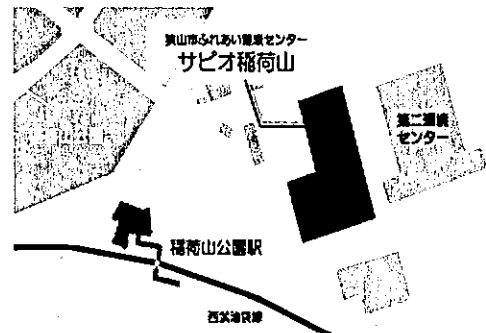
4 施設整備の事例



▲みかもリフレッシュセンター（栃木県佐野市）



▲狭山市第二環境センター（左）とふれあい健康センターサピオ稲荷山（右）



新しいごみ処理施設等についての問い合わせ先

埼玉中部広域清掃協議会 電話 81-6110（吉見町役場内）
 吉見町農政環境課 電話 63-5016（直通）

※建設予定地選定に関する詳しい資料は、埼玉中部広域清掃協議会、
 または吉見町農政環境課で閲覧できます。

説明会で出された御意見について

埼玉中部広域清掃協議会

一般廃棄物処理熱回収施設（新ごみ処理施設）等整備事業説明会における主な御意見については、以下のとおりです。

1 和解条項について

昭和61年2月25日に成立した和解は、ごみ焼却建設工事禁止仮処分申請について、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さんの間で結ばれたもので、埼玉中部広域清掃協議会との間で結ばれたものではありません。しかしながら、このことを理由に、一方的に事業を推進するものではありません。

埼玉中部広域清掃協議会では、この訴えの理由（用地選定、環境アセスメント、同意を得る手続、公害防止）について、情報の発信と住民の皆さんの意見聴取に努めるとともに、関係法令に定められた手続きに沿って、引き続き、真摯に取り組んでまいります。

2 要望書について

昨年9月19日、東第二地区と川島町芝沼地区の皆さんから、要望書が提出されました。埼玉中部広域清掃協議会から、要望書のとりまとめと提出を依頼した事実はありません。

また、署名を求めた際の要望書と協議会に提出した要望書が違うということにつきましては、関係者に確認をいたしました。その結果、より多くの人に、わかりやすく署名の趣旨を伝えるための表紙を作成して署名活動を行ったもので、要望の趣旨は同じものであります。

3 環境アセスメントについて

現在は、新しいごみ処理施設等の建設予定地を決定した段階です。したがって、環境影響評価（環境アセスメント）は、今後、具体的に事業内容を決定する際に実施いたします。（平成27年度～29年度の予定）

4 ダイオキシン等の有害物質について

現在稼働している埼玉中部環境センター周辺（飯島新田集会所敷地内、江和井東光神社境内、芝沼集会所敷地内）の大気中のダイオキシン類調査によれば、年平均0.032～0.38 pg-TEQ/m³で、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく大気環境基準0.6 pg-TEQ/m³を大幅に下回っており、地域住民の健康被害及び農作物被害はありません。

※説明会における主な御質問は、平成26年2月19日（水）に開催した第2回説明会の資料として配布いたしました。吉見町のホームページでご覧いただけます。また、協議会で閲覧することもできます。